

15 基金制度と課税関係

Question

基金制度とはどのような制度ですか。また、一般社団法人と、拠出者のそれぞれの課税関係についても教えて下さい。

Answer

基金は、一般社団法人に対し、財産的基礎の維持を図ることを目的に拠出された財産であり、拠出者に対して返還義務を負う劣後債務です。

Explanation

1) 基金の概要

基金とは、一般社団法人に拠出された財産であり、一般社団法人が拠出者に対して、定款の定めに従い返還義務を負うものです（一般社団法人法141）。拠出財産が不動産など金銭以外の財産である場合は、拠出時の時価相当額の返還義務を負います（一般社団法人法131）。また、社員への剰余金の分配を行ってはならない趣旨から基金への利息の付与は禁止されています（一般社団法人法143）。

基金制度の採用は任意です（一般社団法人法131）。基金として集めた金銭の使途に制限はなく、一般社団法人の活動に自由に活用することができます。基金は登記する必要はありませんが、いったん採用された基金制度を廃止することはできません。基金として拠出された財産は、他の債権者への引当てとなるべきものだからです。解散した場合には、他の一般債権に劣後することになりますし、破産した場合においても、劣後的破産債権にさえ劣後します（一般社団法人法145）。

任意団体などの人格のない社団が一般社団法人化する際に、任意団体の預金などの財産を基金として受け入れる場合は注意が必要です。債権者となるべき任意団体が消滅すると、債権者が存在しないことになってしまうからです（Q19）。

なお、会計基準上、基金は純資産の部に計上しなければならず、負債の部に計上することはありません（一般社団法人法規則31）。

2) 基金の返還

基金の返還には定時社員総会の決議が必要です（一般社団法人法141）。

基金の返還額は、期末貸借対照表の純資産が基金を超える場合の超過額が返還できる限度額になっているからです。返還する場合には、内部留保のうち、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません（一般社団法人法144）。代替基金は、取り崩すことができず、基金が返還されても代替基金が計上されるため、基金の総額が減少することはありません。

3) 一般財団法人に基金制度がない理由

一般財団法人には基金の制度は設けられていません。

人の集まりである一般社団法人は、設立に必ずしも財産を必要としないため、財産的基礎を充実させるための選択肢として基金制度が設けられています。

これに対し、財産に法人格を与えるのが一般財団法人です。設立時及び存続中に最低でも300万円の財産が必要とされ、拠出された財産を返還することは想定されていません。一般社団法人とは法人としての性格が異なるのです（Q26）。

4) 税法上の取扱い

基金は、法人税法施行令において資本金等の額には列挙されておらず（法令8）、法人税法上も負債として扱われます。

また、基金の拠出者が死亡し、相続人が基金を承継した場合は、元本相当額が相続財産となります。拠出財産が不動産など金銭以外の財産である場合は、一般社団法人は拠出時の時価相当額の返還義務を負うため、拠出時の時価が基金の評価額になります。

（税理士／白井一馬）